

防整技第7187号
28.3.31

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

設計図書に明示すべき施工条件等について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

なお、設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第15648号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官

- 1 現場説明に際しては、工事内容、現場条件及び工事施工上の諸条件（「施工条件等」という。）を仕様書、工事設計図又は現場説明書に明示し、契約の履行に当たって争訟が生じないように努めるものとする。
- 2 明示された施工条件等に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適正に処理するものとする。なお、明示されない施工条件等についても、契約書の条項に基づき、発注者と受注者とが協議できるものとする。
- 3 施工条件のうち工事数量の明示に当たっては、設計図書に設計数量を明示し、又は金抜き内訳書を加えることができるものとする。
- 4 現場説明時の質問回答のうち、施工条件等に関するものは、質問回答書として文書化するものとする。
- 5 設計図書に明示すべき施工条件等の項目、事項は次を標準とする。

明示すべき施工条件等の項目、事項

- 1 一般事項
官側として、指導、注意喚起すべき事項
- 2 工事数量及び材料仕様等
 - (1) 工事数量
 - (2) 材料仕様
- 3 施工関係
 - (1) 施工条件
施工に当たっての制約等（覚書等）
 - (2) 工程関係
 - 1) 他の工事との関係
 - 2) 施工時期、施工時間及び施工方法の指定
 - 3) 関係機関等との許認可の成立見込み時期
 - 4) 着工予定時期
 - (3) 主任技術者等の専任関係
主任技術者等（主任技術者又は監理技術者）が工事現場への専任を要しない期間
 - (4) 用地関係
用地の取得条件、使用条件等
 - (5) 公害及び安全等対策関係
 - 1) 工事の実施に伴う公害を防止するための制約等
 - 2) 工事損失防止のための調査の方法、範囲等

- 3) 指定する安全対策施設等の施工方法等
- 4) 工事に使用する道路のルート、使用期間等
- 5) 指定仮設の構造、施工方法等
- 6) 廃棄物等の処理方法、処分場所等
- (6) その他
 - 1) 地質条件、地下水等の状況
 - 2) 発生材の引渡し場所、引渡し条件等
 - 3) 支給材料、奇託品の品名、数量、引渡し場所等
 - 4) 仮設の電力、上下水道、電話等の内容
 - 5) 入出門に当たっての制約等
 - 6) 工事中仮設物、宿舎等の内容
 - 7) 資材置き場等の内容
 - 8) その他設計条件等を明示する場合、その内容

4 監督官事務所関係

- (1) 監督官事務所の設置場所、設置面積、設置期間等
- (2) 監理用車両その他